

自動車保険をご契約いただくお客さまへ

重要事項説明書

セコム安心マイカー保険

正式名称:

新型自動車総合保険(個人用)

この書面では、セコム安心マイカー保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいようお願いします。

- ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり」または「普通保険約款および特約集」に記載していますので、こちらもご参照ください。
- 「ご契約のしおり」および「普通保険約款および特約集」は当社ホームページ(<https://www.secom-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。



このマークの項目は
「ご契約のしおり」に
も記載しています。

契約概要

保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して**保険契約者**にとって不利益に
なる事項等、特にご注意いただきたい事項

★保険契約者と**記名被保険者**・車両所有者(車両保険をセットしている場合)が異なる場合は、この書面に記載の事項を、記名被保険者・車両所有者の方に必ずご説明ください。

用語のご説明



用語のご説明

用語	内容
き 記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている被保険者をいいます。
こ ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
し 自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量 0.5 トン超2トン以下・最大積載量 0.5 トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
し 車両所有者	ご契約のお車の所有権を有する方であり、原則として自動車検査証等に車両所有者として記載または IC タグに登録されている方をいいます。申込書上、所有権留保条項付売買契約によるお車や、1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします。
し 親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
と 特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(婚約者は含みません。)および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ひ 被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ 普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ 保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いする金銭等をいいます。
ほ 保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
ほ 保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。
ほ 保険料	保険契約者が保険契約に基づいて、当社に払い込んでいただく金銭をいいます。
も 申込画面等	インターネット上のお申込内容確認または申込書をいいます。
よ 用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によります。

セコム安心マイカー保険のご契約の対象



ご契約の対象について

- 次の条件をすべて満たす契約が対象となります。

- 記名被保険者**が個人であること。
- 総付保台数が9台以下(ノンフリート契約)であること。
- ご契約のお車**が**自家用8車種**であること。

対象となる用途車種であっても、以下の自動車は対象外です。

- ・型式不明車
- ・非常に年式の古い車
- ・レンタカー、教習車
- ・危険物積載車
- ・ダンプ装置のあるお車
- ・レース、ラリー車
- など

- インターネット上で契約を行う場合には、その他の条件があります。ご不明な点は、当社コールセンターまでお問い合わせください。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組みと補償内容

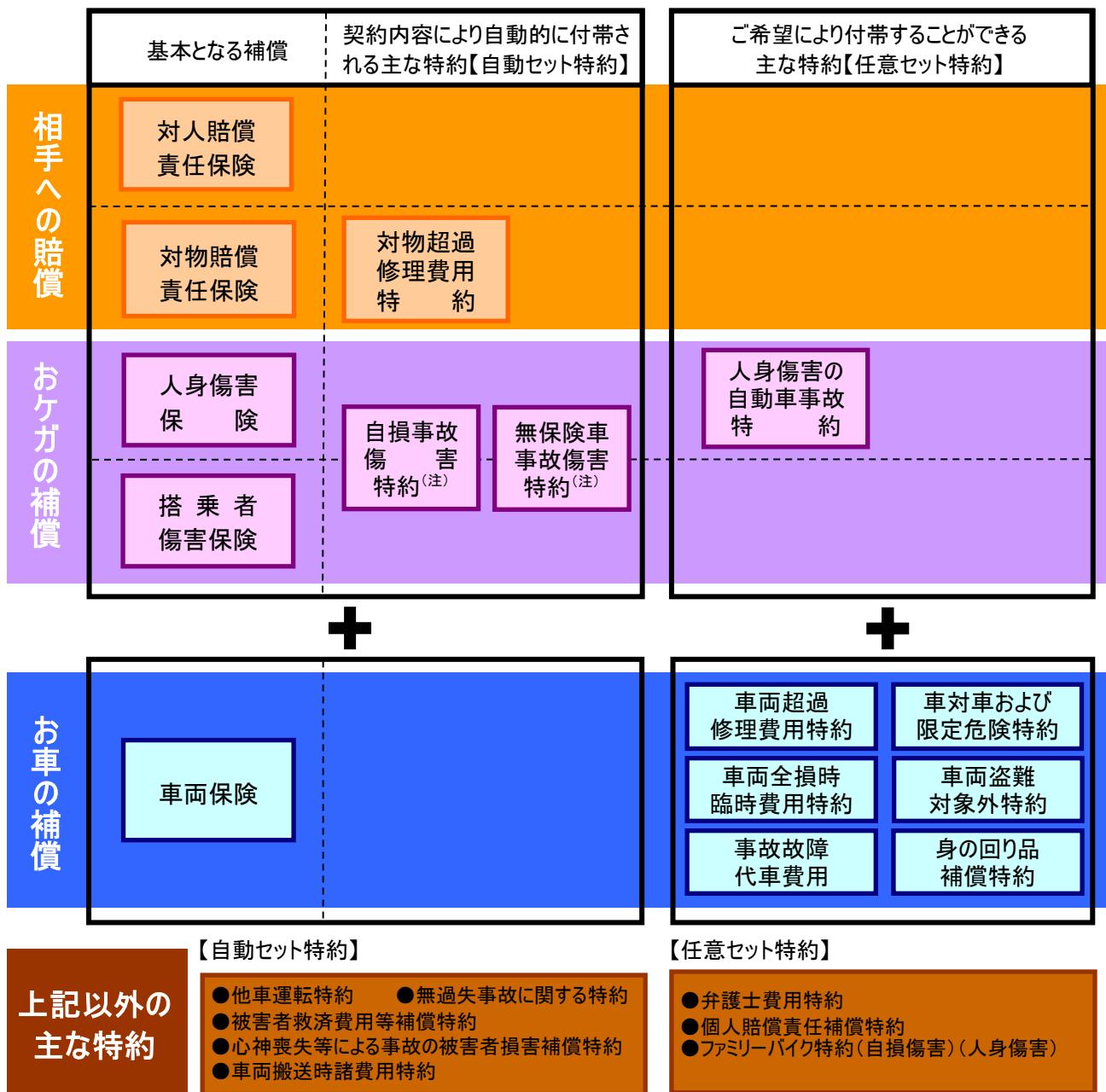
(1)商品の仕組み

契約概要

■この「重要事項説明書」では、セコム安心マイカー保険について説明しています。

■基本となる補償、自動セット特約、任意セット特約は次のとおりです。

※以下に記載のない特約のセット条件については「ご契約のしおり」または「[普通保険約款および特約集](#)」をご参照ください。



- 対人賠償責任保険・対物賠償責任保険は、どちらも必ずセットしてお引き受けします。
- 人身傷害保険と搭乗者傷害保険は、どちらかを補償対象外とすることができます。(どちらかは必ずセットします。)
- 車両保険は、任意でセットすることができます。

(注) 人身傷害保険がセットされない場合に自動セットされます。(自損事故傷害と無保険車事故傷害は人身傷害保険から補償されます。)

(2) 基本的な補償および補償される運転者の範囲等



主な補償内容

① 基本的な補償内容

契約概要

注意喚起情報

■ 基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、**保険金**をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり」または「**普通保険約款**および**特約**集」をご参照ください。

基本となる 補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手への 賠償	<p>ご契約のお車を運転中の事故等により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき額を超える部分に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約のお車を運転中の方やその父母、配偶者またはお子さま等の生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害等
	<p>ご契約のお車を運転中の事故等により他人の財物を壊したり、ご契約のお車が線路に立ち入って電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p> ご契約金額(対物賠償の保険金額制限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約のお車を運転中の方やその父母、配偶者またはお子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害等
おけがの 補償	<p>ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、普通保険約款に定める損害額基準に従い算出した損害額について、被保険者1名につきそれぞれ原則として保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害または傷害
	<p>ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、被保険者1名につき定額で保険金をお支払いします。なお、入院または通院した場合の医療保険金は、被ったケガの部位・症状により所定の保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に、その本人に生じた損害または傷害等
お車の 補償	<p>衝突・接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から免責金額を差し引いた額について、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(全損の場合は、免責金額を差し引かずにお支払いします。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 欠陥・摩滅・腐しよく・さびその他自然消耗、故障損害 取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害等

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者を基本となる補償ごとに定めています。

② 免責金額

注意喚起情報

対物賠償責任保険および車両保険には、免責金額(保険金の一部を自己負担とする取扱い)があります。免責金額は、定額方式(事故の回数にかかわらず同じ免責金額)となります。

ご契約に定められた免責金額については、**申込画面等**の免責金額欄でご確認ください。

③ 主な特約の概要

契約概要

● 人身傷害の自動車事故特約【任意セット特約】

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「**ご契約のお車**に搭乗中の事故」だけでなく、「**ご契約のお車以外のお車**^(注)に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車運転中などの自動車事故」に拡大する特約です。

(注)「**ご契約のお車以外のお車**」には、ご家族が所有するお車を含まないなどの条件があります。



の項目についてはご契約のしおりをご参照ください。

「**青色の文字**」の用語については、1Pの用語のご説明をご参照ください

●車対車および限定危険特約【任意セット特約】

車両保険のお支払対象となる事故の範囲を限定する特約です。(車対車事故および限定危険「車両損害」特約)

〈車両保険のご契約タイプと補償範囲〉

○:補償の対象 ×:補償の対象外

事故例 ご契約タイプ	他の自動車 との衝突	盗難	火災・ 爆発	台風・ 洪水・高潮	いたずら・ 物の飛来	動物との 衝突	あて逃げ	単独事故
一般条件	○	○	○	○	○	○	○	○
車対車+限定危険	○	○	○	○	○	○	○	×

④複数のご契約があるお客さまへ(特約の補償重複)

注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

特約が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、重複部分の保険料が無駄となることがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の有無をご判断いただいた上で、ご契約ください。

※ 1契約のみに特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例 (2台目以降の自動車保険の補償の場合を含む)
人身傷害の自動車事故特約	2台目以降の自動車保険の、人身傷害の自動車事故特約
弁護士費用特約	2台目以降の自動車保険の、弁護士費用特約
ファミリーバイク特約(自損傷害)または ファミリーバイク特約(人身傷害)	ファミリーバイク特約(自損傷害)または ファミリーバイク特約(人身傷害)
個人賠償責任補償特約	火災保険・傷害保険等の個人賠償責任補償特約

※他車運転特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

⑤補償される運転者の範囲

契約概要

注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件特約、高齢運転者対象外特約により、範囲を限定することができます。ご契約のお車を運転される方の範囲に合わせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

●運転者限定特約

運転者限定特約(本人・配偶者限定または本人限定)をセットし運転する方を限定した場合は、限定された方がご契約のお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

●運転者年齢条件特約

運転者年齢条件(21歳以上限定補償、26歳以上限定補償、35歳以上限定補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約のお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

●高齢運転者対象外特約

運転者年齢条件が「35歳以上限定補償」の場合で、記名被保険者が68歳以下のときに特約をセットすることができます。

この特約をセットした場合は、69歳以下の方がご契約のお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

○:補償の対象 ×:補償の対象外

運転者限定特約	運転者の範囲			
	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居の親族	④ ①～③以外の方(別居の親族・友人・知人など)
なし	○	○	○	○
本人・配偶者限定	○	○	×	×
本人限定	○	×	×	×
運転者年齢条件特約	年齢条件を適用します			年齢条件を適用しません ^(注)
高齢運転者対象外特約	特約を適用します			特約を適用しません ^(注)

(注)④の方であっても、①～③のいずれかの方の業務に従事中の従業員の場合は、その方も含めて設定してください。

⑥保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、補償内容ごとに決めるものと、既に定まっているものがあります。お客さまが実際に契約する保険金額については、[申込画面等](#)の保険金額欄、[普通保険約款・特約](#)などでご確認ください。

⑦保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間は1年間です。

保険責任は、保険期間の初日の午後4時(申込画面等にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に開始し、最終日の午後4時に終了します。

(3)保険料の主な決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み

契約概要

自動車保険の保険料は、補償内容、運転者の範囲、[ご契約のお車の用途車種](#)、使用目的のほかに、主に次のような要素から決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、[申込画面等](#)の保険料欄でご確認ください。

等級別料率制度	<ul style="list-style-type: none"> ・所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリー^ト契約者)の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増される制度を採用しています。 ・初めて契約する場合は、6(S)等級になります。 	 ノンフリー^ト等級別料率制度										
セカンドカー割引 (複数所有新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・11等級以上のご契約に既に加入されている方が、2台目以降の自動車を新たにご契約になる場合で、一定の条件を満たすときは、7(S)等級となり、セカンドカー割引(複数所有新規)が適用されます。 ※インターネット上でのご契約はできません。 											
記名被保険者 年齢別料率	運転者年齢条件が26歳以上限定補償または35歳以上限定補償の条件でご契約された場合は、 記名被保険者 の年齢に応じた料率区分を設けています。											
型式別 料率クラス制度	自家用(普通・小型)乗用車または自家用軽四輪乗用車の保険料については、お車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された「料率クラス」を適用する仕組みです。自家用(普通・小型)乗用車は1～17クラスの17段階、自家用軽四輪乗用車は1～7クラスの7段階で、補償の種類(「対人賠償」「対物賠償」「人身傷害・搭乗者傷害」「車両」)ごとに決定され、毎年1月に見直しを行っています。 料率クラスの見直しにより、料率クラスがあがると、1年間無事故の場合であっても、ご継続時の保険料が高くなる場合があります。											
各種割引	<p>ご契約のお車・ご契約条件によって、割引が適用されます。</p> <table border="1" data-bbox="436 1230 1171 1334"> <tr> <th>区分</th> <th>安全運転</th> <th>お車の経過年数</th> <th>お車の装置等</th> <th>ネット完結</th> </tr> <tr> <td>割引 名称</td> <td>ゴールド 免許割引</td> <td>新車割引</td> <td>ASV割引</td> <td>インターネット 割引</td> </tr> </table>	区分	安全運転	お車の経過年数	お車の装置等	ネット完結	割引 名称	ゴールド 免許割引	新車割引	ASV割引	インターネット 割引	 保険料の決定の仕組み
区分	安全運転	お車の経過年数	お車の装置等	ネット完結								
割引 名称	ゴールド 免許割引	新車割引	ASV割引	インターネット 割引								

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報



保険料の払込方法について

保険料については、次のような払込方法があります。お客さまのご希望に沿った払込方法をお選びください。

主な払込方法		払込回数	
		分割払	一括払
口座振替	保険料を口座振替により払込みいただく方法です。なお、分割払の保険料は、一括払に比べて5%割増となっています。	○	○
クレジットカード	保険料をクレジットカードにより払込みいただく方法です。	×	○
コンビニ払・銀行振込	保険料を当社指定の口座にお振込みいただく方法です。	×	○

③保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

特定の特約をセットした場合を除き、ご契約時に保険料を払い込んでください。保険期間が始まった後であっても、当社が保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、[保険金](#)をお支払いできません。

また、払込方法が口座振替の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。払込猶予期間(保険料の払込みがなったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日の属する月の翌々月末までの期間)に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いできません。また、この場合はご契約を解除することができ、ノンフリー^ト等級が7～20等級においては現在適用されているノンフリー^ト等級別割引を今後締結するご契約に適用することができなくなります。

(4)満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。



の項目についてはご契約のしおりをご参照ください。

「[青色の文字](#)」の用語については、1Pの[用語のご説明](#)をご参考ください

II. 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(申込画面等表示上の注意事項) 注意喚起情報

保険契約者、記名被保険者、車両保険の被保険者には、ご契約時に告知事項^(注1)について事実を正確にお申し出いただく義務があります。告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注)インターネット上のお申込内容確認画面には告知事項マーク、申込書などには◆印のある項目です。

＜主な告知事項＞



告知義務

記名被保険者 ・生年月日	<p>ご契約のお車を日常主に使用される方^(注1)の中から1名を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。</p> <p>また、記名被保険者の生年月日もお知らせください。記名被保険者の年齢によって、保険料が異なる場合があります。</p>									
記名被保険者の 運転免許証の色	<p>保険期間の初日において有効な、記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルーまたはグリーン等)^(注2)をご確認ください。運転免許証の色がゴールドである場合は、保険料が割引となります。</p>									
ご契約のお車の 使用目的	<p>ご契約のお車の使用実態・目的により保険料が異なります。下表より該当する区分を設定してください。</p> <table border="1"><thead><tr><th>ご契約のお車の使用実態・目的</th><th>使用目的区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>平均して月15日以上業務(お仕事)に使用される場合</td><td>業務使用</td></tr><tr><td>業務使用に該当せず、平均して月15日以上通勤・通学^(注3)に使用される場合</td><td>通勤・通学使用</td></tr><tr><td>業務使用／通勤・通学使用に該当しない場合</td><td>日常・レジャー</td></tr></tbody></table>		ご契約のお車の使用実態・目的	使用目的区分	平均して月15日以上業務(お仕事)に使用される場合	業務使用	業務使用に該当せず、平均して月15日以上通勤・通学 ^(注3) に使用される場合	通勤・通学使用	業務使用／通勤・通学使用に該当しない場合	日常・レジャー
ご契約のお車の使用実態・目的	使用目的区分									
平均して月15日以上業務(お仕事)に使用される場合	業務使用									
業務使用に該当せず、平均して月15日以上通勤・通学 ^(注3) に使用される場合	通勤・通学使用									
業務使用／通勤・通学使用に該当しない場合	日常・レジャー									
前契約の有無 事故の件数など	<p>保険期間の初日から13か月以内に自動車保険契約^(注4)が締結されていた場合や、そのご契約期間中に事故があった場合はお知らせください。等級および事故有効期間を決めるための要素となります。</p>									

(注1)「主に使用される方」とは、ご契約のお車を主に運転される方や、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用する正当な権利を有する方をいいます。

(注2)マイナンバーカードに免許情報を記録され、運転免許証をお持ちでない方はマイナ免許証読み取りアプリで運転免許証の色をご確認ください。

(注3)「通勤・通学」とは、運転者本人が自ら通勤、通学される場合をいいます。(送迎を含みません。)

(注4)他の保険会社の自動車保険契約、JA共済・全自共・日火連など所定の自動車共済契約を含みます。

★ 告知事項等の事実確認にあたって、当社所定の確認資料をご提出いただく場合があります。

2. クーリングオフ(クーリングオフ説明書) 注意喚起情報

セコム安心マイカー保険は、保険期間を1年以下としてお引受するため、クーリングオフ(契約申込みの撤回等)制度の対象外となります。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等 注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡をいただく義務があります。

遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き(追加保険料のお支払いなど)いただけない場合は、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【通知事項】 ※通知事項は保険証券にも記載を行っております。

■前契約の事故件数

■ご契約のお車の使用目的

■ご契約のお車の登録番号・車台番号^(注)・用途車種・主な使用地(沖縄／沖縄以外)・AEB装置の有無^(注)

■ご契約のお車のレンタカー・教習車の該当有無

(注)ご契約のお車の用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合のみ

※ご契約のお車の用途車種が**自家用8車種**以外となった場合などで保険の引受範囲から外れた場合は、ご契約の解約手続きが必要になります。その変更が生じた時以降に発生した事故については保険金をお支払いできません。また、ご契約についても解除させていただくことがあります。

また、ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要になりますので、当社コールセンターまでご連絡ください。



通知義務等

■保険契約者または記名被保険者の住所、氏名(名称)を変更するとき

■保険金額の増額や特約を付帯するなど、ご契約条件の変更を希望するとき

■運転者の年齢条件や運転者限定特約により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転するとき

■買い替えなどによりご契約のお車を変更するとき

■ご契約のお車を譲渡するとき

■車両保険の適用がある場合で、自動車の改造や付属品の装着などによりご契約のお車の価額が変わるとき 等

★ 通知事項・契約内容の変更等の事実確認にあたって、当社所定の確認資料をご提出いただく場合があります。

2. 解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、当社コールセンターにご連絡ください。

解約日はお申し出日以降となります。(ご契約のお車を廃車した場合なども解約日は廃車した日ではなくお申し出日以降となります。) 月割計算により算出した既経過期間に対する保険料と、既にお支払いいただいた保険料との差額を返還または請求します。

約款の規定に従い、日割計算により既経過期間に対する保険料を算出する場合があります。なお、解約返戻金は、お支払いいただいた保険料の合計金額以下になりますのでご注意ください。

【ご注意事項】

お支払いいただくべき保険料の未払込みがある場合は、追加の保険料を請求します。その払込みをいただけない場合は、上記のお申し出による解約を撤回し、ご契約を解除することができます。この場合、7等級以上の等級が次のご契約へ継承できなくなりますので、ご注意ください。

3. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、当社はご契約を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合

②保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

③被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求について詐欺を行った場合 等

4. ご契約の中止制度 注意喚起情報

保険期間の中途で、ご契約のお車を廃車・譲渡等された場合、一時抹消された場合、車検が切れて使用できなくなった場合、海外留学・海外勤務などにより海外渡航する場合(渡航日が保険期間の末日または解約日から6ヶ月以内の場合のみ)には、ご契約を一旦中止し、中止後の新たなご契約にノンフリート等級を引き継ぐ制度がございますので、当社コールセンターにご通知ください。

なお、ご契約の中止日(解約日または満期日)から13ヶ月以内にご通知いただけない場合は、このお取り扱いができませんので十分ご注意ください。

5. 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、**普通保険約款**・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり」の「保険金の請求に必要な書類」に記載の書類等を提出いただく場合があります。



代理請求制度



の項目についてはご契約のしおりをご参考ください。 「青色の文字」の用語については、1Pの用語のご説明をご参考ください

その他ご留意いただきたいこと

1. ご契約内容に関する確認について

ご契約の手続きにあたり、お申し込みの内容がご意向に沿ったものであるか、特に重要な事項が正しく入力されているか等、必ずご確認、ご了承のうえお申し込みください。

2. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

当社代理店(損害保険募集人)は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・**保険料**の領収証の発行・契約の管理業務等を行っています。したがって、当社代理店と有効に成立したご契約は、当社と直接締結されたものとなります。

3. 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の**保険契約者**保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも**保険金**、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

4. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

■契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。(自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車のご契約に関する個人情報を含みます。)

■再保険について

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、国内外の再保険引受会社等に提供することができます。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや当社関係会社・提携先の範囲・名称および損害保険会社等の情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.secom-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

5. 繙続の契約について

保険期間中の事故件数および内容などによっては、継続加入をお断りすることや、補償内容を変更させていただくことがあります。



ご契約のお車の入替、お車の譲渡・記名被保険者の変更の場合、団体扱に関するご注意

セコム損保のサービスについて

セコムの 現場急行 サービス

24時間、365日、もしもの時に、お客様の要請にもとづいて事故現場にセコムの緊急対処員がかけつけます。

ロード アシスタンス

【主な内容】

・レッカー牽引(最大20万円まで)
・緊急修理サービス(30分程度まで) 等
※保険とサービスの組み合わせになっています。

〈ご注意〉ご利用の条件やサービスを提供できない場合がございます。対象範囲および内容の詳細については、「普通保険約款および特約集」に掲載のセコムの現場急行サービス利用規約およびロードアシスタンスのご利用規約に従いますので必ずご確認ください。

・本書に記載の補償内容およびサービス内容につきましては、2026年4月1日時点のものであり、今後変更される可能性があります。

お手続きのお問い合わせは

セコム損害保険センター: ☎ **0120-756-104** (通話料無料)
受付時間: 9:00 ~ 18:00 [月~金曜日(祝日・休日および年末年始を除く)]

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

お客様相談室: ☎ **0120-333-962** (通話料無料)
【受付時間】9:00~12:00、13:00~18:00
[月~金曜日(祝日・休日および年末年始を除く)]

事故のご連絡は

取扱代理店または当社にご連絡いただくか、下記にご連絡ください。
事故受付センター: ☎ **0120-210-545** (通話料無料)
【受付時間】24時間・365日 ※携帯電話からもご利用になれます。

＜指定紛争解決機関＞

注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241 (通話料有料) 【受付時間】9:15~17:00 [月~金曜日(祝日・休日および年末年始を除く)]

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/>

★保険金額、事故故障代車・身の回り品特約の内容について★

1. 保険金額等が固定額となる場合の取扱いについて(固定額となるため申込書等に記載されないことがあります)

(1) 自損事故傷害特約・無保険車事故傷害特約の保険金額

■自損事故傷害特約

死亡 1,500 万円、後遺障害 50~2,000 万円、介護費用 200 万円、入院日額 6,000 円、通院日額 4,000 円

■無保険車事故傷害特約

対人賠償責任保険金額と同額

(2) ファミリーバイク特約の保険金額・免責金額

■賠償責任: 主契約に同じ。ただし、主契約の対物賠償責任保険の免責金額が5万円を超える場合は、本特約の対物賠償責任保険の免責金額は5万円

■傷害: ①ファミリーバイク特約(自損傷害) 自損事故傷害特約・無保険車事故傷害特約が適用され、保険金額は自損事故傷害特約・無保険車事故傷害特約に同じ
②ファミリーバイク特約(人身傷害) 人身傷害保険が適用され、保険金額は人身傷害保険に同じ

(3) 個人賠償責任補償特約の保険金額・免責金額

保険金額: 1事故につき3億円 (免責金額:なし)

(4) 車両搬送時諸費用特約の保険金額・免責金額

搬送引取費用: 車両搬送費用と車両引取費用を合算して20万円(免責金額:なし)

代替交通費用: 1名あたり2万円(免責金額:なし)

臨時宿泊費用: 1名あたり1万円(免責金額:なし)

2. 事故故障代車・身の回り品特約のコードと保険金額について(固定額となるため申込書等に記載されないことがあります)

セットコード	事故故障代車費用特約	身の回り品補償特約(免責5千円)
31	5,000円	30万円
32	7,000円	30万円
33	10,000円	30万円
34	5,000円	×
35	7,000円	×
36	10,000円	×
21	×	30万円

※「×」印はセットされていないことを表します。